

令和4年 第5回大和村定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月25日(水) 9:00 ~ 10:20

2 開催場所 産業振興センター 2階

3 出席者

農業委員(5名)

1番 勝 三千也 2番 藤村 秀久

3番 玉野 公和 4番 重 照代

5番 上村 太一

農地利用最適化推進委員(2名)

泉 富保 坂元 龍馬

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案

(1) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(国直地区)

日程第5 報告

(1) 報告第1号 農地賃貸借の契約の合意解約について

日程第6 協議

(1) 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価
令和4年度の最適化活動の目標の設定等について

日程第7 各農業委員・推進委員活動報告

日程第8 事務連絡

(1) 農地利用最適化交付金の改正について

日程第9 その他

閉会

農業委員会事務局職員

事務局長 郁島 武正

農地主事 菊地 諒

臨時職員 満 清久

議長	<p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。大和村農業委員会会議規則第19条第3項の規定により、会長において指名いたします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは5番 上村委員、2番 藤村委員の両氏を本日の署名委員に指名いたします。両氏は、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(会期の決定)</p> <p>日程第2 会期についてお諮りいたします。</p> <p>会期については本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって会期については、本日1日間といたします。</p>
議長	<p>日程第3 事務局より諸般の報告を求めます。</p>
事務局	<p>第4回総会以降の諸般の報告につきましては、各農業委員のお手元にお配りした資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局より調査報告及び内容説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案第3号について内容説明)</p> <p>議案第3号につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可申請が5月16日に提出され、同日付けで受付。5月20日に現地調査。譲受人が〇〇〇で譲渡人が△△△。申請地所在は、国直金久地〇〇番地、地目は登記簿、現況共に畑。面積は、408㎡。転用目的は、住宅用地として申請。資金調達計画や金額等を含め詳細についての、個人情報の取り扱いにご注意をお願いします。</p>
議長	<p>現地調査を行った重委員より報告をお願いします。</p>
4番	<p>役場職員3名と現地調査を行っています。</p>
議長	<p>それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審査質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。</p>
3番	<p>国直地区は農用地農用区域に入っていないのか。</p>
事務局	<p>入っていません。</p>
議長	<p>それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	続きまして、日程第5 報告第1号 農地賃貸借の契約の合意解約について事務局より内容説明をお願いします。
事務局	農地賃貸借の契約の合意解約について、令和2年2月の3条申請の許可された分で、賃貸人が〇〇〇〇、貸借人が△△△△、賃借場所が戸円ファミミタ〇〇〇番地、登記簿、現況共に畑で5, 489㎡において貸借人が転出し、解約書類も届いたため、合意解約となります。
議長	続きまして、日程第6 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価、令和4年度の最適化活動の目標の設定等について事務局より説明をお願いします。
事務局	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価については例年通りです。令和4年度の最適化活動の目標の設定(案)についてですが、今年度より目標を定めその目標に沿って農業委員の方々に活動をしていただきます。その主な目標が、活動日数の設定となり、今年度より活動目標日数を月10日とする目標としています。その目標日数に対しての活動実績に対して評価をするようになります。今後は活動量の増加というより活動した記録を増やすといった事務量の増加となります。農地パトロールや圃場の確認といった活動も記載して良いとなったので、今までの活動をしっかりと記録していただきたいと思えます。
3番	何が活動と認められているのかを詳しく教えてほしい。
2番	10日が負担になることや農業で手一杯の中、さらなる負担が増えてもとても無理な話。農業委員会として他にも細かいことややさしい相談を受けたりすることもあり小さな事はたくさんある。それは活動に入るのか。
事務局	新しい活動記録簿と何が活動と認められているのかを詳しくわかる資料を準備し配布します。また日程第8の事務連絡についてこの件に関して関連しているためこのまま説明させていただきます。今回の改正の目的は、目標を定めその目標に沿って農業委員の方々に活動をしていただくことでして主な活動内容として農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった3本柱は、従来通りですが今後も重点措置としてあげられています。活動日数も10日を目安に活動をお願いします。また、活動5日以下の月は報酬がなくなりますのでお気をつけください。
議長	昨今の非常に厳しい経済情勢の中、国も農業の維持発展に注力していくための政策としてこのような改正をしたと思うが、一方的な指示での負担の増加に対しては不満もある。国の指導もあり、今もがんばっているなかさらに負担も増えるが、がんばっていかなければならないのではないかと。
議長	続きまして、日程第7 各農業委員・推進委員活動報告を2番 藤村委員より順次お願いします。
委員	農業委員活動報告 以上で、活動報告を終わります
議長	続きまして、日程第8 事務連絡は、先ほど日程第6でありましたので、その他に何かありませんか。
委員	なし

議長	以上で、令和4年第5回定例農業委員会総会を閉会いたします。
委員	議事録署名委員 2番委員（藤村）
	5番委員（上村）